

2024年1月19日  
株式会社カカコム

## 当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社は、株式会社韓流村から当社に対する訴訟について2022年6月16日付にて東京高等裁判所に控訴していましたが、本日、東京高等裁判所において、第一審判決を破棄する旨の控訴審判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起及び判決日

2020年5月22日 東京地方裁判所への訴訟の提起（令和2年（ワ）第12735号）  
2022年6月16日 東京地方裁判所による第一審判決言渡し  
同日 東京高等裁判所に控訴（令和4年（ネ）第3422号）  
2024年1月19日 東京高等裁判所による控訴審判決言渡し

#### 2. 訴訟の相手方当事者

名称 株式会社韓流村  
所在地 東京都港区三田一丁目4番28号

#### 3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社の運営するレストラン検索・予約サイト「食ベログ」において2019年5月21日に実施された点数アルゴリズムの変更により、株式会社韓流村の運営するチェーン店の点数が下落し、これに伴い同チェーン店の来店者数が減少し損害を被ったとして、同社から当社に対する損害賠償（約6億3,900万円）及びアルゴリズム変更の差止を求める訴えが提起され、2022年6月16日に当社に対し、3,840万円及びこれに対する2019年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命ずる旨の第一審判決が言い渡されました。

当社は、第一審判決について2022年6月16日に東京高等裁判所に控訴していましたが、本日、以下の概要にて、原判決を破棄し、当社の行為に独占禁止法違反及び債務不履行、信義則に基づく損害賠償等はいずれも認められないとする旨の控訴審判決が言い渡されました。

#### 【判決概要】

- ・第一審判決中、当社敗訴部分を取り消す
- ・相手方の請求（控訴審における追加請求を含む）をいずれも棄却する
- ・訴訟費用は一・二審ともに相手方の負担とする

#### 4. 当社コメント

当社は、一連の本件訴訟を通じて、当社事業の正当性・適法性を一貫して主張してまいりました。本日の控訴審判決では、食べログにおけるアルゴリズム変更の違法性がない旨が確認され、当社の主張が正当なものであったことが東京高等裁判所によって認められたものと考えております。

今後も当社は「ユーザー本位」の立場から公平中立なサービスの提供に取り組んでまいります。なお、相手方当事者が上告を行った場合、引き続き当社の主張が認められるよう、適切に対応してまいります。

引き続き、今後ともユーザー・飲食店双方のニーズにお応えできるよう、「食べログ」の利便性の更なる向上とサービス拡充に努めてまいります。

以上